

この手引きは、生徒の学びの質の向上に向けた、ICT(1人1台タブレット型端末)の活用に当たって、端末の管理・使用上のルールや注意点を、生徒や保護者等の皆様と共有することで、効果的なICT活用の推進を図るものです。

本手引をお読みいただき、本校の取組への御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

1 端末使用の際のルール及び注意点

- (1) 端末を使用するときや持って移動するときに、落としたり、ぬらしたりしないよう、注意すること。
- (2) 端末の使用にあたり、事前に「端末借用申請書」を提出すること。貸与された端末は学校のキャビネットで管理するが、借用期間内は自宅で使用することができる。その際、「ICT 活用の手引」「端末の貸出に関する留意事項」を遵守し、「貸出簿」に必要事項を記入すること。
- (3) 家に持ち帰った後に、学校に持参するのを忘れても他人に借りないこと。また、頼まれても貸さないこと。無断で他人の端末に触れないこと。同時に自己管理・自己防衛にも努めること。忘れた場合は、始業前に職員室に申し出ること。
- (4) 学習や学校の教育活動に関係のない目的では使わないこと。使用に際して判断に迷う場合は担当教員に相談すること。

2 生徒用アカウントの取り扱い

- (1) インターネット社会では、第一の原則として「自分の個人情報自分で守る」必要がある。このことを十分に理解しておくこと。それと同等に「他人の情報」についても本人の了承なく漏らすことは絶対に行ってはならない。
- (2) 自分のアカウント・パスワードは、インターネット上での個人証明のようなものであるため、他人に教えないように厳重に管理すること。
- (3) グループワークなどで他人がパスワードを入力している際は、マナーとして視線を外すこと。
- (4) 他人の端末やアカウントを使用しないこと。県のサーバーにアクセスログが残り、他人の端末やアカウントを使用した場合、使用者を特定することができます。

3 個人情報の取り扱い

- (1) 本人の許可を得ることなく写真を撮影・掲載したり、録音・録画・公開したりしないこと。
- (2) カメラアプリの使用はトラブルの原因となりえるので、使用する際は教員に相談すること。
- (3) 自分や他の生徒、家族等の個人情報(名前、住所、電話番号、メールアドレス等)を、インターネット上に書き込まないこと。

(4) インターネットを通じたコミュニケーションの特質を踏まえて端末の利用をすること。

「特質」の一例

□一度書き込んだ内容や、投稿した画像などは完全に消し去ることはできないこと。

□「話し言葉」と「書き言葉」の受け取られ方が大きく違うこと。

□実生活とは比べ物にならないほど多様な人々の目に触れていること。

□多様性を理解し、差別や誹謗中傷につながる恐れがないか、立場の異なる複数の目で確認し、内容を検討するなどして発信前に十分に配慮すること。

(5) 自他を問わず誹謗中傷等やネット上の差別情報、それにつながるような情報にふれた際は、速やかに担任又は本校担当教員に相談すること。

4 健康面への配慮

(1) 端末を使用する際には良い姿勢を保ち、目と端末画面の間の距離を 30cm以上離すこと。

(2) 長時間継続して画面を見ないよう、30分に1回は20秒以上画面から目を離し、遠くを見るなどして目を休めること。

5 トラブルが起きた場合の対応

(1) 端末が故障、破損、紛失した場合、又は盗難にあった場合、また、受信した電子メールやチャットなどのコミュニケーションツールについて、不審なものが届いたときは、速やかに教職員に報告すること。(土日、祝日を除く)

八幡高等学校 (電話 093-651-0035)

(2) 上記の端末が故障、破損、紛失した場合、又は盗難にあった場合、生徒の故意又は重大な過失によると認められるときは、保護者等に補償を請求することがあること。

(3) ネットトラブルに関しては、上記本校担当教員又は次の相談窓口にご相談すること。
福岡県児童生徒のためのネットトラブル相談窓口 (電話 0120-494-100)

6 その他

(1) 利用者は、端末の使用にあたり、利用者に責任のある理由により福岡県・学校及び第三者に損害が生じた場合には、利用者はその損害を賠償する責任を負います。

(2) 福岡県又は学校は、福岡県又は学校が意図しない端末の利用により利用者が受けた損害に対して、一切の責任を負いません。

(3) 借用期間中であっても、福岡県又は学校の管理運営において特別な事情が生じたときは、貸付けを中止することがあります。

(4) 本校では、教育へのICT活用の効果を検証するために、生徒に対して授業アンケートを実施する場合があります。

端末借用申請書

令和 年 月 日

福岡県立八幡高等学校長 殿

端末の借用について、以下のとおり申請します。

生徒記入欄

生徒氏名	
学年・組・番号	年 組 番
借用期間	令和 年 月 日～令和 5年 3月 17日

保護者記入欄

保護者氏名	
<input type="checkbox"/> 「ICT 活用の手引」「端末の貸出に関する留意事項」を遵守することに同意します。 ※ <u>生徒・保護者とも</u> 「ICT 活用の手引」「端末の貸出に関する留意事項」を熟読した上で、 <input type="checkbox"/> に✓を記入してください。	

備考欄

機器管理番号	
貸出機器名	NEC Chromebook
端末の種類	<input type="checkbox"/> Wi-Fi 端末 <input type="checkbox"/>
貸出承認日	令和 年 月 日

(裏面)

端末の貸出に関する留意事項

- 1 「端末借用申請書」(保護者等による記入が必要)を提出し、「貸出簿」に必要事項を記入することで、端末を自宅で使用することができます。
- 2 貸出期間中は、「ICT 活用の手引」を遵守し保護者等の管理のもと、使用時間・内容に制限を設ける等、健全に利用してください。
- 3 学習活動に使用することが貸出の条件です。学習や学校の教育活動以外の使用は禁止します。
- 4 許可なくアプリケーションをインストールすること及び本体の設定を変更することは禁止します。
- 5 端末を駅や店舗等の公衆無線 LAN(無料 Wi-Fi スポット等)に接続することは禁止します。
- 6 写真や動画等の個人情報の保存は禁止します。
- 7 落下等による衝撃や保管場所の温度等に気を付けて丁寧に扱ってください。
- 8 端末の学校外での充電や通信に係る経費は、利用者の負担とします。
- 9 端末の故障や破損、紛失又は盗難等が発生した場合は、速やかに担任の先生に連絡してください。
- 10 9の場合、生徒の故意又は重大な過失によると認められた時は、保護者等に補償を請求することがあります。
- 11 利用者は、端末の使用にあたり、利用者に責任のある理由により福岡県・学校及び第三者に損害が生じた場合には、利用者はその損害を賠償する責任を負います。
- 12 福岡県又は学校は、福岡県又は学校が意図しない端末の利用により利用者が受けた損害に対して、一切の責任を負いません。
- 13 借用期間中であっても、福岡県又は学校の管理運営において特別な事情が生じたときは、貸付けを中止することがあります。

(家庭保管用)

端末の貸出に関する留意事項

- 1 「端末借用申請書」(保護者等による記入が必要)を提出し、「貸出簿」に必要事項を記入することで、端末を自宅で使用することができます。
- 2 貸出期間中は、「ICT 活用の手引」を遵守し保護者等の管理のもと、使用時間・内容に制限を設ける等、健全に利用してください。
- 3 学習活動に使用することが貸出の条件です。学習や学校の教育活動以外の使用は禁止します。
- 4 許可なくアプリケーションをインストールすること及び本体の設定を変更することは禁止します。
- 5 端末を駅や店舗等の公衆無線 LAN(無料 Wi-Fi スポット等)に接続することは禁止します。
- 6 写真や動画等の個人情報の保存は禁止します。
- 7 落下等による衝撃や保管場所の温度等に気を付けて丁寧に扱ってください。
- 8 端末の学校外での充電や通信に係る経費は、利用者の負担とします。
- 9 端末の故障や破損、紛失又は盗難等が発生した場合は、速やかに担任の先生に連絡してください。
- 10 9の場合、生徒の故意又は重大な過失によると認められた時は、保護者等に補償を請求することがあります。
- 11 利用者は、端末の使用にあたり、利用者の責任のある理由により福岡県・学校及び第三者に損害が生じた場合には、利用者はその損害を賠償する責任を負います。
- 12 福岡県又は学校は、福岡県又は学校が意図しない端末の利用により利用者が受けた損害に対して、一切の責任を負いません。
- 13 借用期間中であっても、福岡県又は学校の管理運営において特別な事情が生じたときは、貸付けを中止することがあります。